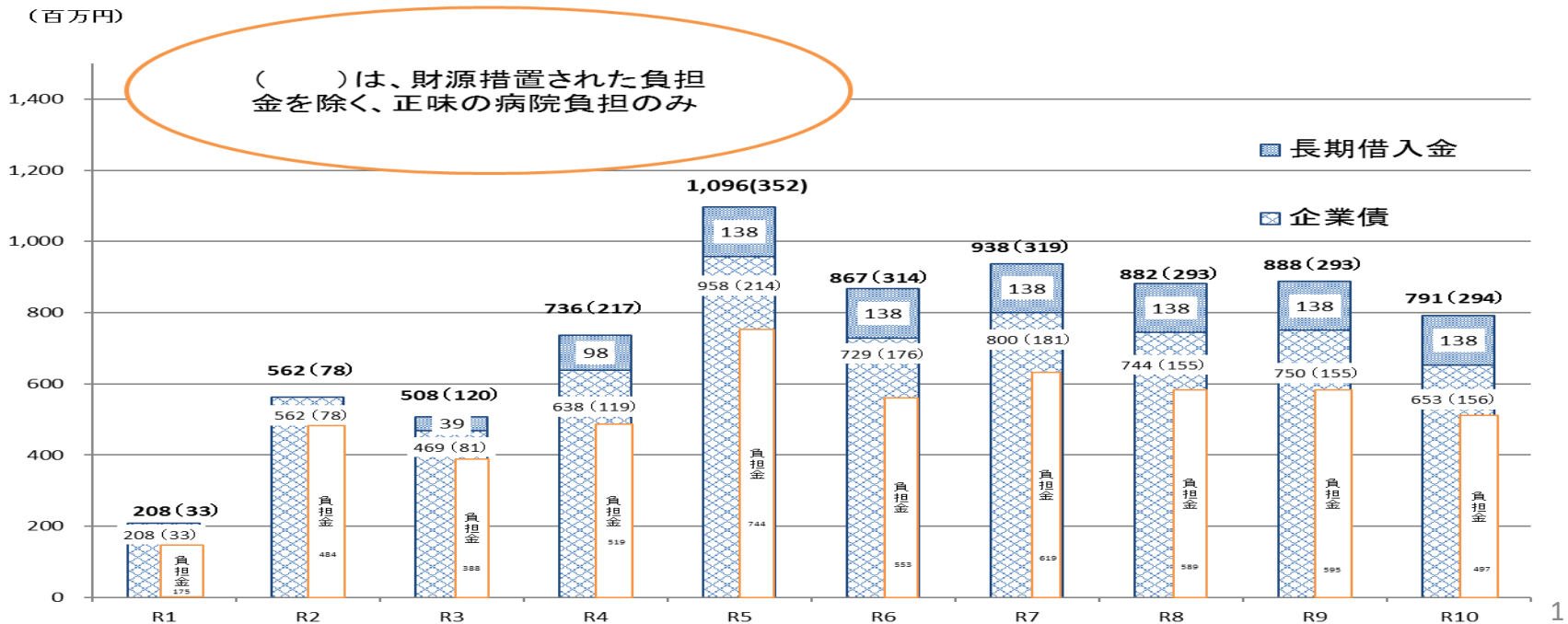




## 1 市立病院の現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症への対応により、入院・外来患者数が減少し、全国の病院と同様、医業収益が大きく圧迫されている状況にある。
- ・令和3年度以降を見据えた場合、本格化するみんなの病院の整備に係る企業債の償還や一般会計からの長期借入金の償還が始まることから、現金残高が枯渇しないよう、更なる収支の改善が必要となる。
- ・塩江分院においても、患者数の減少等により、厳しい経営状況が見込まれることから、引き続き、慢性期医療を中心に、在宅医療支援病院として療養を必要とする患者を受け入れるとともに、各種業務の改善・効率化等の取組や、創意工夫による経費の削減に努める必要がある。

(参考) 企業債・長期借入金の償還・返済計画 (みんなの病院)



## 2 次期経営健全化計画の策定方針（案）



### 令和4年度以降、単年度資金収支の均衡を目指す

現状の市立病院の課題を見据えた時に、企業債等の償還等が最大となる、令和5年度に備えた、資金収支の改善及び現金資金の確保が必要であり、その達成に向けた次の項目に係る、目標設定や取組を実施する必要が有る。

#### 経営面で重視する取組目標

- ①患者数の増加
- ②診療単価の上昇
- ③給与費・経費・材料費の抑制

#### 公立病院としての取組の継続

経営の安定性だけでなく、公立病院としての使命をまっとうするため、「医療の質」と「医療の透明性」そして「医療の効率性」の3つの視点から体系化された取組を、引き続き実施していく。



### 3 今後のスケジュールについて

#### (1) 国等の状況

##### 総務省による新公立病院改革ガイドラインの策定延期

今年度、総務省から「新たな新公立病院改革ガイドライン」が夏頃に発出され、その内容を踏まえて策定する予定であったが、現時点で発出時期が見通せない状況。

【総務省通知】新公立病院改革ガイドラインの取扱いについて（通知） 抜粋

1. 現行ガイドライン等について

- (1) 現行ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについては、その時期も含めて改めてお示しすることとする。
- (2) 各地方公共団体におかれては、本年度が新公立病院改革プラン（以下、「新改革プラン」という。）の標準的な対象期間の最終年度であることを考慮し、現行ガイドラインを踏まえ既に作成している新改革プランの実施状況の点検・評価を実施していただくようお願いする。

⇒事実上の延期

##### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しが立たず、今後の経営を見通す上で、その影響を踏まえた経営の舵取りが求められている。



## (2) 延期等を受けての本市の対応

今後、国から示される「新公立病院改革ガイドライン」の改定内容を反映させるため、令和2年度中の策定を延期し、令和3年度中の策定を目指す。

なお、令和3年度 of 取組を進めていく観点から、現行計画をベースとした取組の目標設定等の作業は進めていきながら、ガイドラインの改定が示された時点で修正等をする。

## (3) スケジュール変更

		現行	変更後	計画期間	
令和2年度	12月			第3次	
	1月	良くする会	○現行計画をベースとした目標設定 ○ガイドライン改定後、修正し、 良くする会・市議会・パブリックコメント を経て策定		第4次
	2月	市議会・パブリックコメント			
	3月	策定			
4月					
5月					
令和3年度	6月				
	7月				
	8月				
	9月				